

災害からの復旧支援

大規模災害が発生すれば、建物や宅地が甚大な被害を受け、
 住み続けることが困難となってしまう場合があります。
 その場合、二次災害を軽減・防止し、被災した方々の安全を
 確保するために、被災した建物・宅地の調査や、住み続けることが
 困難な方への一時的な住宅提供等の支援が必要となります。
 URは、大規模な災害が起きた際に、国土交通省や内閣府等からの
 要請により、復旧支援を行っています。



主な災害復旧支援

【被災した建物・宅地の調査】

- 被災建築物応急危険度判定
- 被災宅地危険度判定
- 住家の被害認定調査支援 など

【居住の確保に向けた支援】

- 応急仮設住宅の建設
- UR賃貸住宅の提供 など

令和元年7月、URはこれまでの支援実績等を踏まえ、内閣総理大臣より災害対策基本法における指定公共機関へ指定されました。



熊本地震での復興支援

2016年4月に発生した熊本地震からの復興に向け、熊本市に熊本震災復興支援室を設置し、復興支援体制を強化。4つの市町で災害公営住宅の整備を支援しました。



熊本県宇城市響原地区

糸魚川市駅北大火の復興支援

2016年12月の大火により約4ヘクタールを焼失した市街地の復興を支援。
 被災後には職員を派遣し、復興に向けた市のまちづくりの支援を行っています。

写真提供：糸魚川市



発災後の様子



復興の進むまちなみ



復興により整備された湖風市民公園の様子



新潟県中越地震
復旧支援隊の派遣



東日本大震災
応急仮設住宅用地の提供



平成30年7月豪雨
応急仮設住宅建設に関する技術支援



北海道胆振東部地震
液状化等被害の復旧に関する技術支援

令和元年東日本台風における支援

- 被災者向けUR賃貸住宅の提供
- 国土交通省住宅局リエソンの派遣
- 住家被害認定調査に係る技術者の派遣
- 災害復旧工事マネジメント



国土交通省住宅局リエゾン



住家の被害認定調査



災害復旧工事のマネジメント(発注者調整会議)